

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和6年度 第3回臨時評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和7年2月10日（月曜日）

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 寺 崎 久 明

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 寺 崎 久 明

4 評議員数

評議員 15名

5 評議員会の決議の目的である事項

第1号議案 代表理事及び業務執行理事の報酬額について

令和6年12月24日付6総総経第127号により東京都から改定通知のあった「東京都政策連携団体の役員報酬基準」に基づき、「役員の報酬等に関する規程」を一部改正し、代表理事及び業務執行理事の報酬額を以下のとおり改定すること。

代表理事：14,720,000円

業務執行理事：12,250,000円（報酬基準額＋2.5％）

規程の施行：令和7年2月10日

規程の適用：令和6年4月1日（遡及適用）

6 概要

令和7年2月3日、理事長 寺崎久明 が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和7年2月10日までに評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第25条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和7年2月10日

理事長 寺 崎 久 明